

二、半年皆勤ノ件

皆勤者ニハ賞與トシテ日給五日分ヲ支給シ三時以
内ノ遅刻及早退ヲ六回迄黙認ス但シ十二月一日ヨリ
実施ス(前回答ハ日給五日分ヲ支給ス)

三、定期昇給ノ件

年ニ回定期昇給ヲ行フ但シ六月十二月トス(前回答
素ノ成績ト勤惰トヲ調査シ優良ナル者ニハ年二回ノ
昇給ヲ行フ)

四、三大節會社記念日ノ件

會社記念日ニハ日給半額ヲ支給ス但シ十五年渡ヨリ
実施ス(前回答記念日ニハ酒肴料ヲ支給ス)

五、夜業割増ノ件

五時正ニ對シ一時間七時間ニ對シ四時間徹夜ニ對シ
ハ二十四時間分ヲ増給ス但シ十一月十六日ヨリ実
施ス(前回答五時間ニ對シ一時間七時間ニ對シ三時間
徹夜ニ對シハ二十四時間)

六、退職手當ノ件

博文報印刷部ノ現行規則ト同様トシ十一月十六日ヨ
リ実施(前回答近ノ制定ス)

七、生徒優遇ノ件

手當最底五アルトシ夜業手當ハ最底十二錢理髪洗濯ハ
直キニ改善ス但シ十二月分ヨリ実施ス(前回答漸ク改
善スハシ)

八、給料整理ノ件